

COVID19下の移民における施策と課題 ー在日ベトナム人の視点からー

早稲田大学アジア国際移動研究所

加藤 丈太郎

jotaro33@gmail.com

2021年1月29日

ここ（＊）に来る前は、 橋の下で寝ていました

（＊）民間のシェルター

（元技能実習生、30代後半男性）
2020年10月12日インタビュー

発表の主旨と流れ

在日ベトナム人を例にCOVID19下で移民（＊）に
対して、国（主に法務省出入国在留管理庁）の施策が
どのように行われ、またどのような課題があるかを探る

- 自己紹介（カトリック教会での日本語教室） ・ 調査方法概要
 - COVID19と移民
 - ベトナム人概況
 - 国（入管庁）による施策と課題
 - （＊）「移民」・・・本発表では、1年以上、在留している人を「移民」と定義
- スライドは1月26日に提出しています。統計や運用にさらなる状況の変化がある場合、それは口頭でフォローします。

調査方法概要

■在日ベトナム人と技能実習制度関係者へのインタビュー

属性	COVID19前	COVID19後	計
非正規移民	11	6	17
技能実習生	7	8	15
留学生	9	-	9
その他	3（技人国）	3（技人国） 3（特定技能）	9
計	30	20	50
技能実習制度 関係者	受入企業 1 監理団体 2 同通訳 1	受入企業 1 送り出し機関 1 派遣会社 1	7

* 技人国
「技術・人文知識・
国際業務」
主にホワイトカラー
の就労系在留資格

■参与観察

2017年10月～ カトリック教会、2020年9月～民間のシェルター など

COVID19と移民

なぜ、移民について考える必要があるのか？

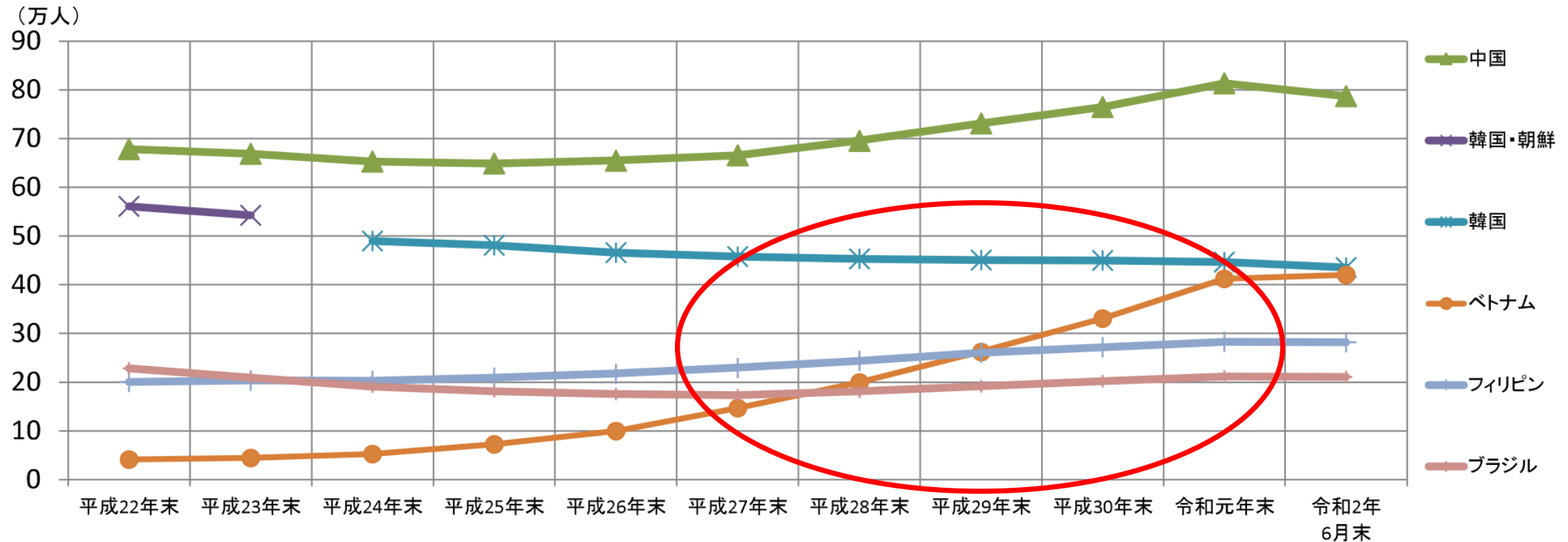
フェーズ	予測される課題
短期	国境が閉じている。 帰りたいくても帰れない。 生活保障の枠組みをどこまで広げられるか？ 支援の対象外となった人を誰が助けるか？
中期	既存の枠組みにおける受け入れ数の削減、 あるいは枠組みの廃止 移民送り出し国への経済の影響 例) 送金の減少・停止で生活がより困難に (「特別定額給付金」は送金の不足分の補填に使用)
長期	移民 <u>プッシュ要因</u> の増加と移民 <u>プル要因</u> の低下 例) 生活困窮、健康悪化、紛争、気候変動 ⇒ブローカーの活動増加 ⇒国境におけるせめぎあい * 対策を立てておく必要あり

在日ベトナム人概況

在留外国人数の推移 国籍別

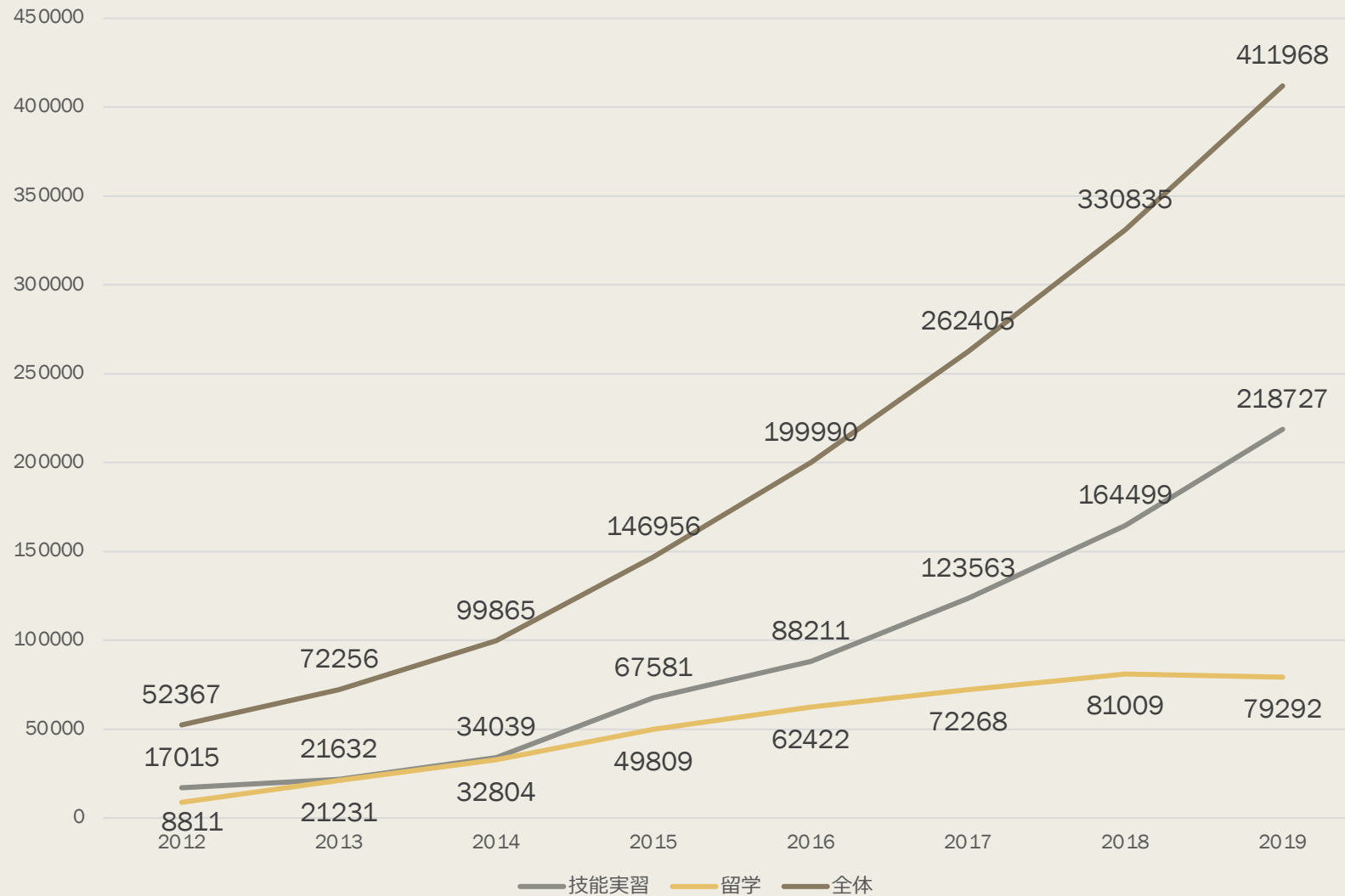
【第1－2図】

在留外国人数の推移(国籍・地域別, 上位5か国)



法務省出入国在留管理庁統計より抜粋

在留ベトナム人数 推移



法務省出入国在留管理庁統計より加藤作成

在留ベトナム人都道府県別 (2019年末時点)

第4表 都道府県別 国籍・地域別 在留外国人より抜粋			
	総数	ベトナム	割合
総数	2,933,137	411,968	14.0%
北海道	42,485	9,327	22.0%
青森	6,386	1,896	29.7%
岩手	8,170	2,051	25.1%
宮城	23,986	4,679	19.5%
秋田	4,354	741	17.0%
山形	8,058	1,766	21.9%
福島	15,559	3,512	22.6%
茨城	71,125	9,778	13.7%
栃木	43,732	7,233	16.5%
群馬	61,689	9,973	16.2%
埼玉	196,043	28,097	14.3%
千葉	167,512	21,825	13.0%
東京都	593,458	38,804	6.5%
神奈川県	235,233	24,799	10.5%
新潟	18,861	3,492	18.5%
富山	19,850	4,576	23.1%
石川	16,881	4,250	25.2%
福井	15,823	2,987	18.9%
山梨	17,179	2,389	13.9%
長野	38,446	4,764	12.4%

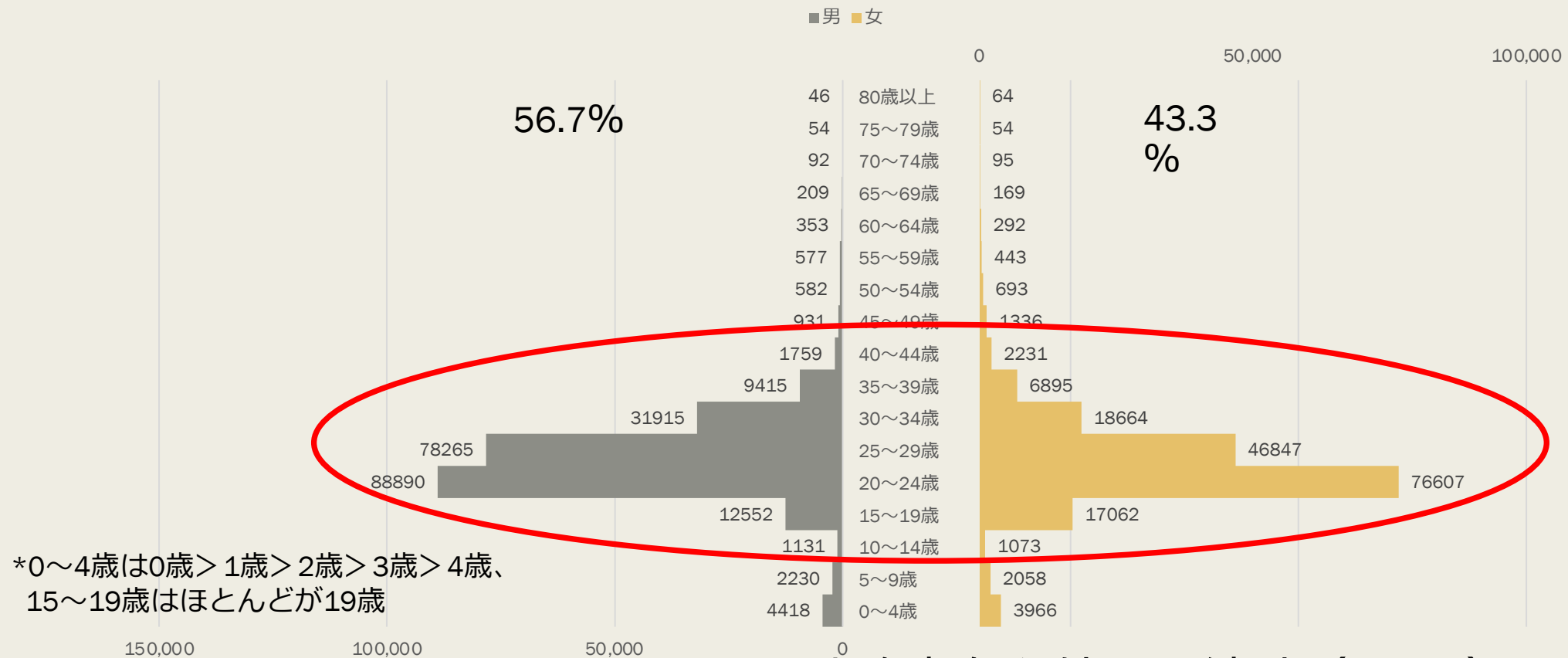
岐阜	岐阜	60,206	9,553	15.9%
静岡県	岡	100,148	12,187	12.2%
愛知	知	281,153	41,238	14.7%
三重	重	56,590	8,418	14.9%
滋賀	賀	33,929	5,034	14.8%
京都	都	64,972	6,279	9.7%
大阪	阪	255,894	34,603	13.5%
兵庫県	庫	115,681	21,870	18.9%
奈良	良	13,951	2,544	18.2%
和歌山	山	7,169	1,080	15.1%
鳥取	取	5,042	1,403	27.8%
島根	根	9,342	1,507	16.1%
岡山	山	31,569	9,489	30.1%
広島	島	56,898	13,275	23.3%
山口	口	17,892	4,307	24.1%
徳島	島	6,592	1,812	27.5%
香川	川	14,266	3,372	23.6%
愛媛	媛	13,540	3,463	25.6%
高知	知	4,967	1,114	22.4%
福岡	岡	83,468	17,693	21.2%
佐賀	賀	7,367	2,277	30.9%
長崎	崎	10,995	2,664	24.2%
熊本	本	17,942	6,178	34.4%
大分	分	14,081	3,050	21.7%
宮崎	崎	7,850	2,439	31.1%
鹿児島	島	12,215	4,906	40.2%
沖縄	縄	21,220	3,023	14.2%
未定・不詳		3,368	251	7.5%

在留ベトナム人都道府県別分析

- ベトナム人の半数が技能実習生
- ベトナム人数
 - 第1位 愛知県／第2位 東京都／第3位 大阪府
- ベトナム人が在留外国人に占める割合
 - 30%以上 岡山県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
(西日本の過疎地域)
 - 10%以下 東京都、京都府
- ベトナム人は主に技能実習生として全国に在留している

人口は20代～30代前半に集中

在留ベトナム人 性別・年齢別構成（2019年）



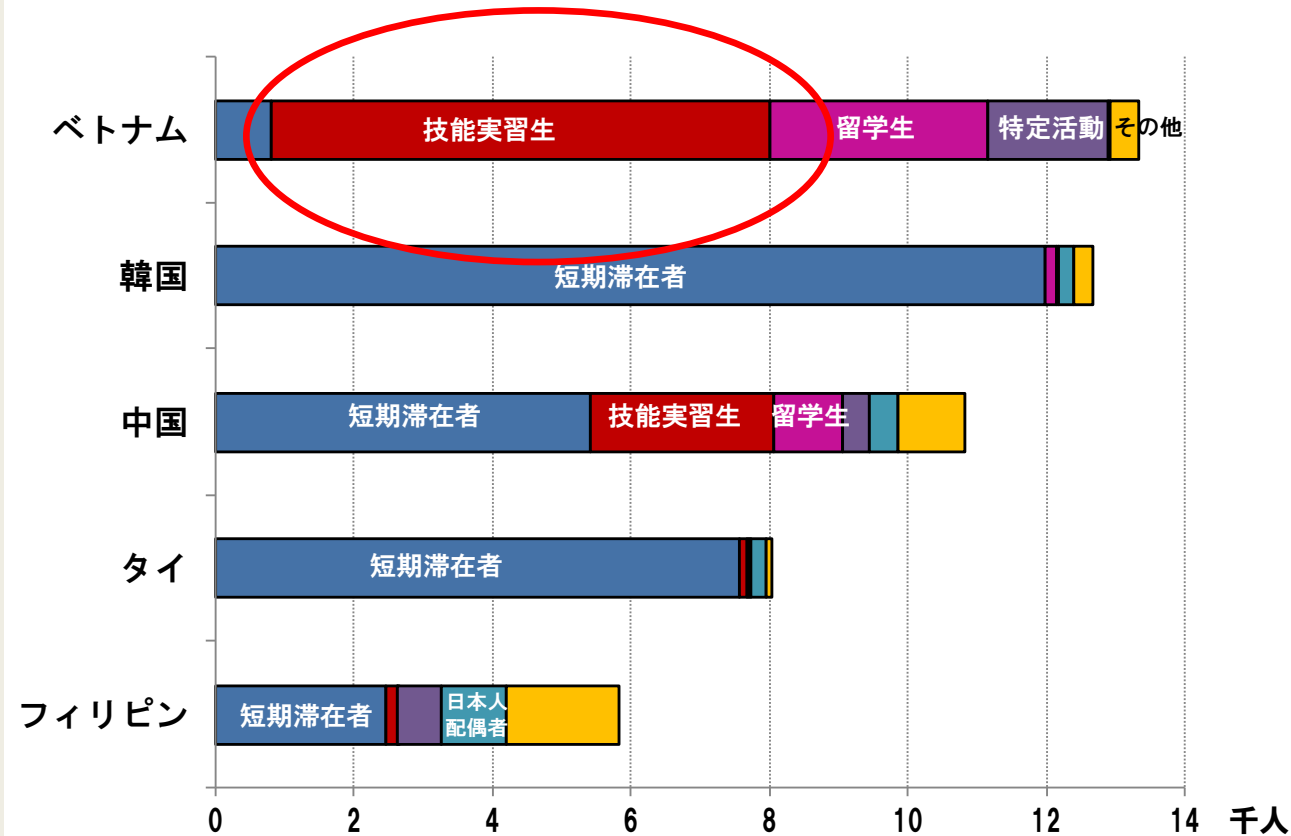
法務省在留外国人統計（2020）より加藤作成

COVID19前からのベトナム人技能実習生・留学生をめぐる課題

- 搾取
- 困窮
- 難民認定申請の激増（申請中の就労許可・在留許可が影響）
 - 2017年は難民認定申請者の25%が「技能実習」or「留学」
- 「失踪」
- 妊娠
- 死亡
- 留学生のキャリアパス

「不法残留者」上位5カ国在留資格別

(2020年1月1日現在)



法務省出入国在留管理庁「本邦における不法残留者数について」より加藤作成

国（入管庁）による施策と課題

COVID19における国の施策、市民社会への応答

■ 特別定額給付金（10万円）

- 「**国民**」⇒「住民」（**6カ月以上**の在留資格）を対象
- 技能実習・留学を終了した場合、「短期滞在」（**90日**）・「特定活動」（**3カ月**）の在留資格に（⇒当初は給付対象外）
- 市民社会からの要望を受けて、2020年5月20日以降、元技能実習生・元留学生等については対象に含まれるように
- しかし、在留資格のない者は引き続き対象外
 - 移住連「新型コロナ 移民・難民支援基金」3万円の支援

■ 学生支援緊急給付金

- 外国人留学生のみに成績要件（原則、GPA 2.3以上）
 - 国益優先か非常事態の救済か
- Change.org（署名サイト）での署名活動（57,710人署名）

■ 他の取り組み（住宅確保給付金、休業給付金等）は安里先生報告

留学・技能実習の在留期間が満了するが、 帰国出来ない場合

■ 留学生

- 「特定活動（6カ月）」に変更（週28時間のアルバイト可能）
 - 2020年10月19日より卒業時期・有無が問われなくなった

■ 技能実習生

- 「特定活動（6カ月・就労可）」（従前と同一の業務で就労の場合）
- 「特定活動（6カ月・就労不可）」／「短期滞在」
 - 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、
資格外活動を受けて就労することが可能（12月1日公表）
- 「特定活動（4カ月・就労可）」（「特定技能」移行の準備）

帰国困難者への施策の浸透が難しい実態

- **運用が遅かった**ために困窮した事例（元技能実習生・30代前半男性・10/12インタビュー）
 - 技能実習終了後、在留資格が「短期滞在」（以後、更新）
 - 2020年10月6日、就労したい旨を東京出入国在留管理局に申し出るも、認めてもらえず⇒民間のシェルターへ（12月1日以降であれば・・・）
- **運用が不透明**な事例（元技能実習生を支援した人材派遣会社 12/28確認）
 - 技能実習満了前に仕事が無くなる。しかし、監理団体は放置。
 - 生活費が底を尽き、2020年12月上旬、28時間の資格外活動許可を申請しに行ったが、ある地方入国在留管理局出張所に申請を受け付けてもらえなかった
 - 「実習生が資格外活動許可はあり得ない。監理団体が帰るまで面倒みてくれるでしょ！」（入管職員）
 - しかし、翌日、東京出入国在留管理局に申請したらすぐにもらえた。

実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった場合

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生（技能実習生・技人国・留学生）等に対する雇用維持支援
 - 「技能実習を修了した技能実習生のうち・・・帰宅が困難となった外国人」を対象に追加（2020年9月7日）
 - 「特定活動（1年・就労可）」で特定技能分野で就労が認められる
 - 転職件数は1,716件（2021年1月12日現在） 朝日新聞、2020年1月21日、朝刊、東京本社版、7面
 - 求人事業者は38社（2020年1月25日現在）
 - ベトナム人帰国困難者は約20,000人 朝日新聞のベトナム大使館への取材による、2020年末時点（1/25確認）＊20,000人には既に在留資格を失った者も含まれる

なぜ、支援件数が少ないのか

- 提出資料に「技能実習生の現況に関する説明書」が必要
- しかし、一部の監理団体の不作為
 - 「監理団体から紙がもらえなかった」 (元技能実習生、10/12インタビュー)
 - 仕事が途中で無くなり放置。「特定活動」(6カ月)への変更時に、入管から監理団体へTEL、監理団体が慌てて本人へ連絡
(元技能実習生を支援した(監理団体とは別の)人材派遣会社 12/28確認)
- 元来、技能実習制度は監理団体の協力があって成立している制度
- 新たな施策も監理団体の協力があってこそ、成立する
- 監理団体は受け入れ企業からの監理費(2.5万~5万/人)が収入源
- 雇用維持支援をする利点が監理団体には少ない(利点が必要)

COVID19後、困窮への軌跡

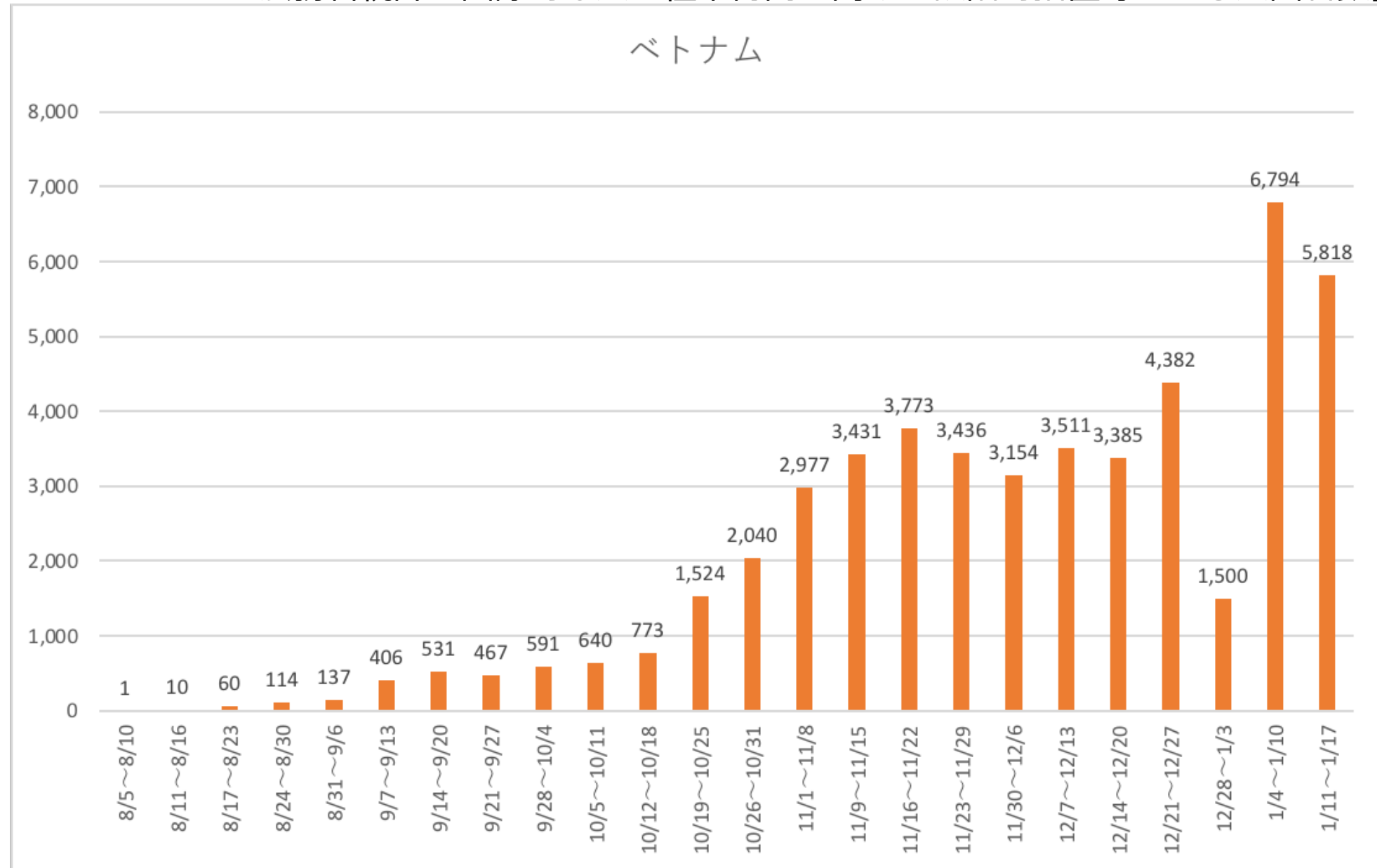
- 技能実習修了
- 帰国出来ない
- 就労許可がもらえず、働けない（＊現在は、改善傾向にあり）
- 就労可の友人宅を転々
- （最悪の場合）野宿
- 民間のシェルターにて保護
- 帰国困難状況の継続、民間への負担増（財政面・体力面）
- 公的な保護の必要性

COVID19後の民間による支援

- 「在日ベトナム人への緊急施米支援プロジェクト」 （ひとさじの会）
- 「一杯の愛のお米プロジェクト」 （イエズス会）
 - 5/22までに約2,600人分の食糧を送付

一方、新規入国者の受け入れ

- 2020年6月18日
 - レジデンストラック・ビジネストラック協議開始
 - 8月中旬から技能実習生の入国が見られるように
- 2020年9月1日
 - 在留資格保持者の再入国受け入れ
- 2020年10月1日
 - 全世界からの「14日間待機を維持」した新規入国受け入れ
- 2021年1月14日
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置
 - 一部例外あり（配偶者・子など）
- 2021年1月17日までに
 - ベトナム人49,000人以上、技能実習生55,000人以上入国
 - 法務省統計「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数」から計算
- 「地方の企業はベトナム人を待っている」（送り出し機関役員、2020年9月22日インタビュー）



技能実習



まとめ

- 政府による市民社会への応答が見られる点は評価できる
- しかし、施策には自国中心主義的考えが見られないか
- **2万人**以上ベトナム人帰国困難者が存在する一方で、**5万人**近くのベトナム人新規入国者がいる
- 外国人はあくまでも「滞在者」なのか、「住民」ではないのか
- COVID19下で、日本に残っている方こそ貴重な存在⇒「住民」としての包摂を
- 循環型労働移動を継続するのであれば、帰国するまで責任を
- 草の根で支援をしている先輩移民・コミュニティ・支援団体等へ財政的支援を（バラムキよりも効果が出る、賢いお金の使い方を）